

法律の概要

- 動産、債権等を目的として実務上使われてきた「譲渡担保」「所有権留保」について、明文の規定を整備
 - ▶ 法律関係の予見可能性、取引の安定性を高め、資金調達の多様化を促進
- 譲渡担保権等の優劣に関するルール、実行方法、倒産手続における取扱い等の見直し
 - ▶ 譲渡担保権の公示性の向上、債務者（設定者）の事業再生の利益等の観点からルールを合理化

背景：動産・債権等を目的とする担保に関する法整備の必要性

従来、企業の資金調達における担保としては、不動産担保や個人保証が広く用いられてきた。

⇒不動産を有しない企業の増加、保証人の負担軽減から、動産（機械設備、在庫商品等）・債権（売掛債権等）を担保とする融資を推進することが必要

現状の課題：担保権を設定した動産を債務者が引き続き使用収益する担保制度がない

構成部分が変動する多数の財産にまとめて担保権を設定するための規定が不十分

（参考）骨太方針2024（令和6年6月閣議決定）

「不動産担保や個人保証に依存しない資金調達を促進するため、動産、債権その他の財産を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法制化の準備を進める。」

法制審議会担保法制部会における調査審議の経緯

- 令和3年2月、法務大臣から法制審へ諮問（諮問第114号）

「動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」

- 令和7年2月、担保法制部会における計51回の会議を経て、法務大臣に要綱を答申
担保法制部会には、法学者のほか、中小企業団体、銀行、労働組合の関係者、弁護士、司法書士等が参加

施行日

- 公布（令和7年6月6日）から2年6月を超えない範囲で政令で定める日

譲渡担保、所有権留保とは？

- 既存の担保権は、例えば質権では占有が移転するため、在庫や設備に担保権を設定するには不適當
- また、多数の財産にまとめて担保権を設定するための規定としては不十分

▶ 譲渡担保、所有権留保が、実務上、民法に規定のない手法として発展

譲渡担保	集合動産譲渡担保	所有権留保
● 債務を担保することを目的として（<u>経済的実質は担保</u>）、債務者から債権者に財産を譲渡（<u>法形式は譲渡</u>） ● 譲渡可能なものであれば、どのような財産であっても目的とすることができる。 ● （動産の場合）担保権者が目的物を占有する質権と異なり、設定者が引き続き目的物を利用することができる。	● 種類、所在場所等の指定により特定された一定の範囲に属する動産を一体として譲渡担保の目的物とするもの（例：特定の倉庫内の在庫等） ● 指定された範囲内の動産が入れ替わっても、新たにその範囲に含まれることになった動産に譲渡担保権が及ぶ。	● 売買等において、代金が完済されてはじめて売主から買主に所有権が移転する旨の定めのあるもの ● 当事者間の合意によってすることができる。 ● 買主は、代金の支払を怠らない限り、売買契約時から目的物を利用することができる。

- ➡
- ① ルールの形成は判例に委ねられており、明文の規定は不存在…**ルールの明文化が必要**
 - ② 判例がなくルールが不明確な論点も残されている…**ルールの明確化が必要**
 - ③ 実務界から、現状のルールの改善を求める指摘もある…**ルールの合理化が必要**

譲渡担保法のポイント

譲渡担保契約及び所有権留保契約の効力、実行方法、破産手続における取扱い等について、判例法理を基に明文化・明確化するとともに、一部の規律を合理化する新法を制定する。

1. 明文化・明確化に係る主な内容

- ① **動産譲渡担保権設定者の権限を明文化**
 - 設定者の目的動産の使用収益権限等の規定が不存在
 - ▶ **設定者が担保の目的動産を使用収益することができることを明文化【第29条関係】**
- ② **集合動産・集合債権譲渡担保権に関する規律**
 - 集合動産・集合債権譲渡担保権（目的である多数の動産・債権を所在場所や発生の時期・原因等によって特定して設定する譲渡担保権）に関する規定が不存在
 - ▶ **集合動産・集合債権譲渡担保権の設定が可能であることを明文化【第40・53条関係】**し、設定者の**動産の処分権限・債権の取立権限【第42・53条関係】**や、**担保価値維持義務【第43・54条関係】**に関する規律を明確化
- ③ **根譲渡担保権の効力に関する規律**
 - 不特定の債権を担保する譲渡担保権（根譲渡担保権）に関する規律がなく、根譲渡担保権の譲渡や元本確定事由等が不明確
 - ▶ **根譲渡担保権の譲渡や元本確定事由など、根譲渡担保権に関する規律を新設【第13-26条関係】**

2. 合理化に係る主な内容

- ① **動産譲渡担保権と他の担保権が競合した場合の優劣関係**
 - 第三者から認識しにくい動産譲渡担保権（占有改定※による譲渡担保権）があり得るため、金融機関等が目的動産の担保価値を正確に把握することが困難
 - ※目的動産を占有する設定者が、以後は担保権者のために占有する旨を合意すること。
 - ▶ **第三者から認識しやすい譲渡担保権（例：登記されたもの）が優先するようにルールを変更【第36条関係】**
- ② **裁判所の手続によらない私的実行に関する規律**
 - 私的実行※は短期間で完了することが多く、設定者の事業再生のための倒産法上の制度を利用する時間的余裕が確保されにくい。
 - ※譲渡担保権者が、裁判所の手続によらず、担保目的財産を取得すること等により弁済を受けること。
 - ▶ **私的実行の完了までの一定の猶予期間を創設し、着手から2週間の経過等までは、実行が完了しないものとする。【第60条第1項・第61条第1項関係】**
- ③ **譲渡担保権の破産手続等における取扱い**
 - 破産手続等における取扱いについて明文の規定がない。また、現状の担保権実行手続中止命令のみでは、債務者の事業継続等が困難になり得る。
破産手続等において質権と同様に扱われることを明文化する【第97条関係】とともに、裁判所による**譲渡担保権の実行手続の禁止命令【第97条関係】・取消命令【第99-104条関係】**を創設
- ④ **一般債権者の弁済原資を確保するための方策**
 - 広範な担保権設定がされれば、一般債権者の弁済原資が枯渇するおそれ
 - ▶ **集合動産・集合債権譲渡担保権の実行後一定期間内に設定者について倒産手続が開始したときに、譲渡担保権者が倒産財団に一定額を組み入れる制度を創設【第71・95条関係】**

各改正項目についての説明 (詳細版)

譲渡担保法の主な改正項目①—譲渡担保契約の効力

規定を設ける譲渡担保契約の範囲

- 現状では、譲渡できるものであれば、どのような財産でも譲渡担保権の設定が可能
 - ▶ **動産、債権、その他の譲渡可能な財産を目的とする譲渡担保契約**を対象に、規律を設ける【第2条第1号関係】。
 - ただし、不動産等を目的とする譲渡担保契約は、対象外

譲渡担保権者（債権者）の権限

- 譲渡担保権者の権限が不明確
 - ▶ 下記のとおり、譲渡担保権者の権限を明文化・明確化
 - ✓ 譲渡担保権の目的財産から、他の債権者に優先して弁済を受けることができる（**優先弁済権**）【第3条関係】。
 - ✓ 目的財産の代わりに設定者が取得する金銭（保険金請求権、売買代金債権など）や、設定者が取得する賃料債権からも、優先して弁済を受けることができる（**物上代位**）【第9条関係】。
 - ✓ 優先弁済権の行使が妨害されている場合は、その排除等を請求することができる（**物権的請求権**）【第30条第2項関係】。

譲渡担保権設定者（債務者等）の権限

- 譲渡担保権設定者の権限が不明確
 - ▶ 下記のとおり、設定者の権限を明文化・明確化
 - ✓ 後順位の譲渡担保権の設定（余剰価値の活用）が可能【第7条関係】
 - ✓ 目的動産の**使用・収益が可能**【第29条関係】
⇔質権においては、質権者が目的物を占有
 - ✓ 動産の使用収益が妨害されている場合は、その排除や目的動産の返還等を請求することができる（**物権的請求権**）【第30条第1項関係】。

根譲渡担保権に関する規律

- 根譲渡担保権※が設定された場合の法律関係が不明確
 - ※ 被担保債権が個別に特定されず、債権者と債務者との間で継続的に発生する多数の債権を一括して被担保債権とする譲渡担保権
(例) A社がB銀行との間で金銭の借入れと返済を繰り返している場合に、継続的に発生する貸金債権を被担保債権として譲渡担保権を設定
 - ▶ 下記のとおり、根譲渡担保権に関する規律を明文化・明確化
 - ✓ **極度額※を定める必要なし**【第14条関係】
※根譲渡担保権を行使することができる被担保債権の上限額
 - ✓ 根譲渡担保権の**全部譲渡、一部譲渡**（譲渡人と譲受人で根譲渡担保権を共有）、**分割譲渡**（一つの根譲渡担保権を二つの根譲渡担保権に分割し、その一方を譲渡）を認め、その**登記制度を整備**【第21-23条関係】
 - ✓ **元本確定事由**を明確化【第26条関係】
 - ・ 根譲渡担保権者が、目的財産に対して強制執行、担保権実行を申し立てたこと
 - ・ 目的財産に対する差押えがあることを譲渡担保権者が知ってから2週間が経過したこと

所有権留保契約

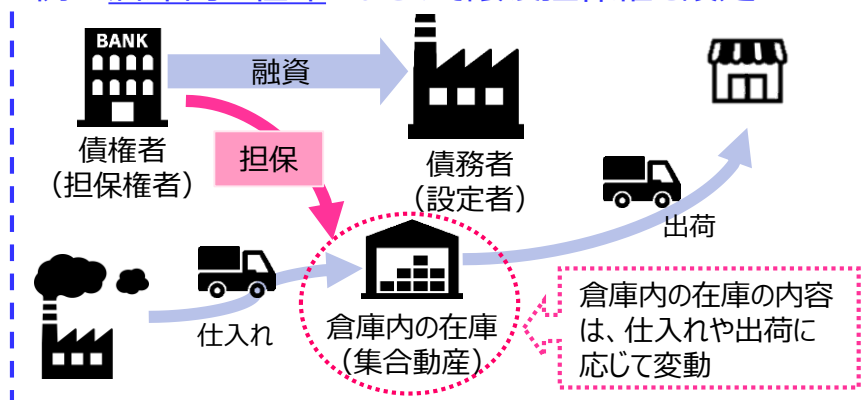
- 所有権留保について規定がなく、法律関係が不明確
 - 下記のとおり、**動産を目的とする所有権留保契約**について明確化
 - ▶ ✓ 売主に所有権を留保する場合のほか、信販会社等の第三者に所有権を留保する場合についても規律【第2条第16号関係】
 - ✓ 基本的に、動産を目的とする**譲渡担保契約と同様**に扱う（売主側が担保権者、買主側が担保権設定者）【第111条関係】。
 - ✓ 買主側が再生手続開始の申立て等をしたことを解除事由とする特約は、無効【第110条関係】

譲渡担保法の主な改正項目②—集合動産・集合債権を目的とする譲渡担保権

集合動産譲渡担保とは

一定の範囲に属する多数の動産全体（構成部分が変動するもの）にまとめて譲渡担保権を設定するもの

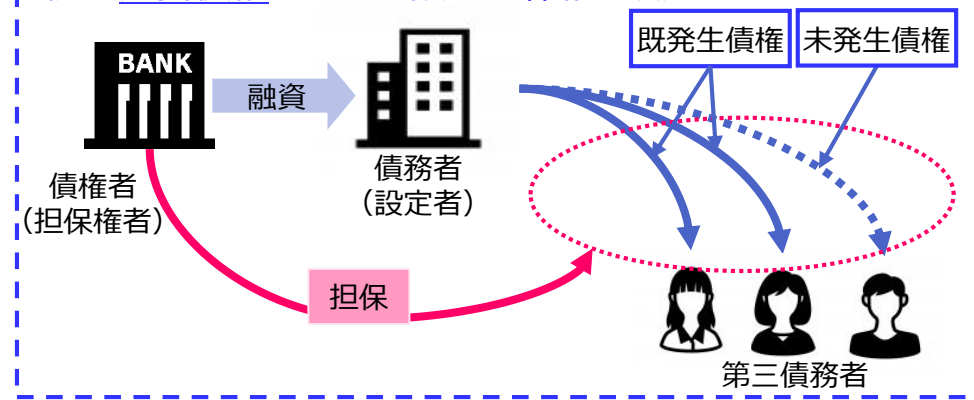
例：倉庫内の在庫にまとめて譲渡担保権を設定



集合債権譲渡担保とは

一定の範囲に属する多数の債権（将来債権を含む。）にまとめて譲渡担保権を設定するもの

例：売掛債権にまとめて譲渡担保権を設定



集合動産譲渡担保・集合債権譲渡担保に関する規定の整備

- ✓ 集合動産の範囲は、種類（「家電製品」「貴金属製品」等）に加え、所在場所等を指定することにより特定【第40条関係】。また、集合債権の範囲は、債権の発生原因、発生時期等を指定することにより特定【第53条関係】
- ✓ 指定された範囲に**設定後に含まれることとなる**動産にも、担保権が及び、対抗要件具備もできることを明文化【第41条関係】
- ✓ 設定者は、原則としてその範囲に含まれる**動産の処分・債権の取立てが可能**【第42・53条関係】
- ✓ 設定者は、集合動産・集合債権全体の**価値を維持する義務**を負う【第43・54条関係】。

一般債権者への弁済原資を確保するための方策

- 集合動産・集合債権譲渡担保においては、多数の財産に担保権が設定されるため、一般債権者（労働者等）への弁済が減少するおそれ
 - ✓ 集合動産・集合債権譲渡担保権が実行された後、1年以内に設定者について倒産手続開始の申立てがあった場合は、目的である**財産の価値の1割を倒産財団のために確保**【第71・95条関係】
 - ✓ ただし、最先順位の譲渡担保権者の債権のうち、**元本は保証**

譲渡担保法の主な改正項目③—譲渡担保権と他の担保権との優劣関係

担保権の順位に関する規定の必要性

- 同じ財産に複数の担保権が設定されている場合（担保権の競合）には、実行に当たり、いずれの担保権者から優先的に弁済を受けることができるか、担保権の順位を定めておくことが必要
- 譲渡担保権は、同じ財産について複数設定することができるため、複数の譲渡担保権が競合する場合がある。
- このほか、同じ財産について、譲渡担保権と先取特権、譲渡担保権と質権が競合する場合などがある。

担保権が競合した場合の順位についての原則

- 現状では、担保権者が対抗要件※を具備した時点の先後によって、担保権の順位が決まると考えられている。
※ 自分が担保権を有していることを他の者に主張するための要件。その内容は財産の性質ごとに定められており、例えば、動産であれば引渡しを受けること、債権であれば債務者に対する通知・承諾
- しかし、この原則について、明文の規定はない。
▶ 譲渡担保権が他の譲渡担保権や質権と競合した場合、**対抗要件具備の先後によって順位が定まる**ことを明文化【第32・49・55条等関係】

<上記原則の例外>

例外①：占有改定劣後ルール

- 動産譲渡担保権の対抗要件は占有改定※を含む引渡しであり、現状では、占有改定の対抗力は他の引渡方法と同様
※ 設定者が目的動産を引き続き所持しながら、以後は担保権者のために目的動産を占有する旨を合意すること。
- しかし、占有改定は外部から認識することが難しいため、新たに動産に担保権を設定しようとする者は、優先する担保権の有無を判断することができず、担保価値の把握が困難
占有改定による対抗力は登記等による対抗力に劣後する
▶ こととし、**譲渡担保権の公示性を高める**【第36条関係】。

例外②：牽連性担保権の優先

- 目的である動産と牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権については、設定者の事業を継続する観点等から、優先的に扱う必要性が高い。
例：ある動産を買った買主が、代金債務を担保するため、売主のためにその動産に設定した譲渡担保権
- ▶ 動産譲渡担保権については、次のような特則を創設
 - ✓ 牽連性のある金銭債務のみを担保する譲渡担保権は、**引渡しを受けなくても第三者に対抗可能**【第31条関係】
 - ✓ 牽連性のある金銭債務を被担保債権に含む譲渡担保権は、**牽連性のある金銭債務を担保する限度で、他の担保権に優先**【第37条関係】

譲渡担保法の主な改正項目④—実行に関する規律

概要

- 判例上、譲渡担保権については、裁判所の手続によらない実行（私的実行）が可能。私的実行には迅速性等の面でメリットが大きい、明文の規定は不存在
- 一方、裁判所の手続による実行が可能かどうかは不明確
 - ▶ 以下のとおり、譲渡担保権の実行について規定を整備
 - ✓ 私的実行が可能であることを明文化【第60・61条関係】
 - ✓ 私的実行の方式として、判例を踏まえ、「帰属清算方式」「処分清算方式」の2種類を定め、それぞれ具体的な手続を規定
 - ✓ 動産譲渡担保権については、裁判所の手続による実行も選択可能とし、動産に対する担保権実行の手続による実行（民事執行法）が可能であることを明確化【第72条関係】

帰属清算方式による私的実行

- 帰属清算方式とは、目的財産を担保権者自身が取得してその価値を被担保債権の弁済に充てる私的実行の方法
- 短期間で終了するため、必要な対応をとる余裕がないまま、設定者が事業の再生に必要な財産を失うおそれがある。
 - ▶ 帰属清算方式について、以下のとおり規定を整備【第60条関係】
 - ✓ 担保権者は、債務不履行後、帰属清算をする旨、目的財産の評価額、被担保債権額等を通知（帰属清算の通知）
 - ✓ 帰属清算の通知から 2週間の経過により、実行の効果が発生（担保権者による目的財産の確定的な取得、被担保債権の消滅）
 - ✓ 動産譲渡担保においては、帰属清算の通知から2週間が経過していても、担保権者が目的動産の引渡しを受けたときは、実行の効果が発生
 - ✓ 目的財産の価額が被担保債権額より高いとき、譲渡担保権者が設定者に対し清算金の返還義務を負うことを明文化

処分清算方式による私的実行

- 処分清算方式とは、目的財産を第三者に譲渡し、その代金を被担保債権の弁済に充てる私的実行の方法
- 短期間で終了するため、必要な対応をとる余裕がないまま、設定者が事業の再生に必要な財産を失うおそれがある。
 - ▶ 処分清算方式について、以下のとおり規定を整備【第61条関係】
 - ✓ 担保権者は、債務不履行後、目的財産を第三者に譲渡することが可能
 - ✓ 目的財産を譲渡した場合には、その評価額、被担保債権額等を設定者に通知することが必要
 - ✓ 通知から 2週間の経過により、実行の効果が発生
 - ✓ 動産譲渡担保においては、上記の通知から2週間が経過していても、担保権者又は処分の相手方が目的動産の引渡しを受けたときは、実行の効果が発生
 - ✓ 目的財産の価額が被担保債権額より高いとき、譲渡担保権者が設定者に対し清算金の返還義務を負うことを明文化

動産譲渡担保権の実行のための裁判手続の創設

- 一般に、動産は短期間で価値が下落する上、隠匿や処分も容易
- 担保権の実効性を確保するため、簡易な手続で動産の現状を保全したり、引渡しを受けたりすることが必要
 - ▶ 動産譲渡担保権の実行のため、新たな裁判手続を創設
 - ✓ 各種の保全処分【第75条関係】
（価格を減少させる行為の禁止、執行官による保管 など）
 - ✓ 実行前の引渡命令【第76条関係】
（価額の評価、第三者への譲渡に必要）
 - ✓ 実行終了後の引渡命令【第78条関係】
（所有権を確定的に取得した譲渡担保権者、処分を受けた第三者が引渡しを受けるために必要）

譲渡担保法の主な改正項目⑤—倒産手続における取扱い

担保権としての取扱い

- 判例においては、譲渡担保権設定者が倒産した場合は、譲渡担保権者は、所有者ではなく、質権者など同様に担保権者として扱われる（担保権実行手続中止命令制度、担保権消滅許可制度などの対象となる。）。
- ▶ 判例法理に従い、譲渡担保権者が**担保権者として扱われる**ことを明文化【第97条関係】

担保権実行手続中止命令の見直し

- 譲渡担保権の私的実行は短期間で終了するため、開始されると、担保権実行手続中止命令（※）を申し立てる時間的余裕が乏しい。
- 集合動産・集合債権譲渡担保の実行が中止されると、その間に担保価値が減少し、担保権者が害されるおそれ
- ※ 民事再生や会社更生等において、事業の継続にとって必要な財産が担保権実行によって逸出することを防止するなどの目的で、裁判所の命令により、担保権の実行手続を一時中止する制度
- ▶ 担保権実行手続中止命令について、以下のような規定を創設。
 - ✓ 譲渡担保権については、実行が開始される前に、**実行の禁止を裁判所が命ずることが可能**【第97条関係】
 - ✓ 担保権実行手続中止命令の発令に当たり、担保価値を一定以上に維持するなどの**条件を付することが可能**【第97条関係】

担保権実行手続取消命令の創設

- 集合動産・集合債権譲渡担保権の実行に当たり、担保権者の通知により、設定者が有していた動産の処分権限や、債権の取立権限が失われる。このため、設定者が事業を再生しようとしても、継続が困難になるおそれがある。
- ▶ 民事再生、会社更生等における**担保権実行手続取消命令**を新たに創設【第99-104条関係】。裁判所の発令により、設定者は、**動産の処分権限、債権の取立権限を回復**する。

集合動産・集合債権譲渡担保権設定者についての倒産手続開始後に担保権が及ぶ範囲

- 集合動産・集合債権譲渡担保権は、その設定後に設定者が取得する動産や債権にも及ぶ。
- しかし、設定者について倒産手続が開始した後に設定者が取得する動産や債権にも及ぶとすると、一般債権者が害されたり、事業再生が困難になるおそれがある。
- 現状では見解が分かれており、**不明確**
 - ▶ 設定者について倒産手続が開始した後に設定者が取得する動産や債権には、原則として**譲渡担保権は及ばない**ことを明確化【第106・107条関係】

否認

- 集合動産・集合債権譲渡担保権は、その設定後に設定者が取得する動産や債権についても及ぶ。
- 危機時期（※1）以後に新たな動産や債権に譲渡担保権を及ぼすことが否認（※2）の対象になるのか、現状では**不明確**
 - ※1 債務者が債務を一般的、継続的に弁済することができないなど、債務者の経営状況が悪化していること。
 - ※2 債権者間の公平を守るため、一定の時期以降に、債権者を害する行為や特定の債権者のみに弁済を得させる行為の効力を否定する制度
- ▶ 下記のとおり、**否認の可否及び要件を明確化**
 - ✓ 集合動産・集合債権譲渡担保権設定者が、譲渡担保権者の債権の弁済に充てるだけのために、担保の目的となる範囲に動産を加入させたり、債権を発生させたりする行為は、否認の対象になる【第108条関係】。